

新型コロナウイルス感染症対策「一都三県 緊急事態行動」について

基本的考え方

現下の厳しい感染状況を踏まえ、緊急事態宣言の発令が見込まれる中、先んじて、東京・首都圏における人流を抑え、人と人との接触の機会を減少させるため、一都三県で連携して人流抑制のための各種の対策を行う。

区 分

対策の内容

住民への要請

◆外出等の徹底した自粛要請
 20時以降の不要不急の外出自粛（1月8日（金）～ 1月31日（日））

営業時間の短縮要請

◆飲食店に営業時間の短縮を要請
 ・営業時間：20時まで（酒類提供は19時まで）
 ・期間及び要請対象：
 1月8日（金）～ 1月11日（月） 酒類を提供する飲食店等
 1月12日（火）～ 1月31日（日） 飲食店全般

イルミネーション

◆全てのイルミネーションの早めの消灯を要請

事業者

◆テレワークの徹底：感染状況に応じて都県ごとに目標を設定
 ◆在宅勤務・時差出勤の徹底
 ◆職場・寮における感染防止策の徹底
 ◆従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛の呼びかけを要請

事業者への要請

※ 緊急事態宣言が発出された場合には、基本的対処方針に基づいて、変更があり得る。